

サービス種類	現行相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

(1)基本サービスコード

サービスコード 種類	項目	サービス内容 略称	算定 項目			合成 単位数	算定 単位	算定回数の 考え方
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	1211	訪問型独自サービス12		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	1321	訪問型独自サービス13		ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	2411	訪問型独自サービス21	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		ウ 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	注6	ウ 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	注6		(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		ウ 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	注7	ウ 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	注7		(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		ウ 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		

(日割りコード) ※月5回ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

サービスコード		サービス内容 略称	算定 項目			合成 単位数	算定 単位	算定回数の 考え方
種類	項目							
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		イ 1週に2回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	77単位		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	123単位		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合 注6	ア 1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		イ 1週に2回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算		
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合 注7	ア 1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		イ 1週に2回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算		

(2)加算・減算コード

サービスコード		サービス内容 略称	算定 項目			合成 単位数	算定 単位	算定回数の 考え方
種類	項目							
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行う場合 注8	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算			1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(3) 初回加算 200単位加算			200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(4) 生活機能向上連携加算		ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	(5) 口腔連携強化加算 50単位加算			50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	(6) 介護 職員等 処遇改 善加算	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の270/1,000加算			1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の287/1,000加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の249/1,000加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の266/1,000加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1,000加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1,000加算				

(3)共生型サービスコード

①指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合

※加算は(2)加算コードを使用してください。

サービスコード		サービス内容 略称	算定 項目		合成 単位数	算定 単位	算定回数の 考え方	
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス／211	(1) 1週当 たりの標準 的な回数を 定める場合	ア 1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176単位 × 70%	823	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349単位 × 70%	1,644		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	1331	訪問型独自サービス／213		ウ 1週に2回を超える程 度の場合 3,727単位	3,727単位 × 70%	2,609		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	2421	訪問型独自サービス／221	(2) 1月当 たりの回数 を定める場 合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 × 70%		201	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス／222		イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 × 70%	125		
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位 × 70%	154		
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 × 70%	114			
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	(1) 1週当 たりの標準 的な回数を 定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 × 70%	-8	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 × 70%	-16		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		ウ 1週に2回を超える程 度の場合	37単位減算 × 70%	-26		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	(2) 1月当 たりの回数 を定める場 合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 × 70%		-2	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222		イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 × 70%	-1		
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 × 70%	-1		
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算 × 70%	-1			
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	(1) 1週当 たりの標準 的な回数を 定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 × 70%	-8	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用	
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 × 70%	-16		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213		ウ 1週に2回を超える程 度の場合	37単位減算 × 70%	-26		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	(2) 1月当 たりの回数 を定める場 合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 × 70%		-2	1回につき	
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222		イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 × 70%	-1		
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223			(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 × 70%	-1		
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算 × 70%	-1			

(日割りコード) ※月5週ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

サービスコード		サービス内容	算定			合成	算定	算定回数
種類	項目	略称	項目			単位数	単位	考え方
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	39単位 × 70%	27	1日につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		イ 1週に2回程度の場合	77単位 × 70%	54		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	123単位 × 70%	86		
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割		イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		

②指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合

※加算は(2)加算コードを使用してください。

サービスコード 種類 項目	サービス内容 略称	算定 項目		合成 単位数	算定 単位	算定回数の 考え方
A2	1131 訪問型独自サービス／311	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176単位 × 93%	1,094	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	1231 訪問型独自サービス／312		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349単位 × 93%	2,185	
A2	1341 訪問型独自サービス／313		ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727単位 × 93%	3,466	
A2	2431 訪問型独自サービス／321	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 × 93%		267	1回につき
A2	2531 訪問型独自サービス／322		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 × 93%	166	
A2	2641 訪問型独自サービス／323			(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位 × 93%	205	
A2	1431 訪問型独自短時間サービス／3		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 × 93%		152	
A2	C231 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 × 93%	-11	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	C232 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 × 93%	-21	
A2	C234 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313		ウ 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 × 93%	-34	
A2	C236 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／321	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 × 93%		-3	1回につき
A2	C237 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／322		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 × 93%	-2	
A2	C238 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／323			(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 × 93%	-2	
A2	C239 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／3		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算 × 93%		-2	
A2	D231 訪問型独自業務継続計画未策定減算／311	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 × 93%	-11	1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	D232 訪問型独自業務継続計画未策定減算／312		イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 × 93%	-21	
A2	D234 訪問型独自業務継続計画未策定減算／313		ウ 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 × 93%	-34	
A2	D236 訪問型独自業務継続計画未策定減算／321	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 × 93%		-3	1回につき
A2	D237 訪問型独自業務継続計画未策定減算／322		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 × 93%	-2	
A2	D238 訪問型独自業務継続計画未策定減算／323			(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 × 93%	-2	
A2	D239 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／3		ウ 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算 × 93%		-2	

(日割りコード) ※月5週ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

サービスコード		サービス内容	算定			合成	算定	算定回数の
種類	項目	略称	項目			単位数	単位	考え方
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	39単位 × 93%	36	1日につき	
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割		イ 1週に2回程度の場合	77単位 × 93%	72		
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	123単位 × 93%	114		
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割		イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
A2	D240	訪問型独自業務継続計画未策定減算／311日割	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312日割		イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
A2	D235	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313日割		ウ 1週に2回を超える程度の場合	1単位減算 × 93%	-1		
			注6					
			注7					